

## ② 利用居室等及び利用設備等

### a 便所

#### 基本的な考え方

高齢者、障害者等が外出したときに、もっとも困ることの一つが利用できるトイレが少ないということである。車いす使用者をはじめ誰もが安心して利用できるトイレは、原則として2m角以上の十分な広さを確保する必要があるが、それが困難な場合であっても車いすで利用できる便所を設け、行動範囲の拡大する可能性を提供することが重要である。

また、できる限り男女別に設けるとともに、常に清潔な状態を保つよう維持管理に努めることが望ましい。

安全面からは、当該建築物を管理する者等が容易に確認できるような配置を計画することも重要である。

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
(1)便所の構造 (5の項(1))	多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。	・同一の建築物では、男女別の配置、設備等は統一する。	
ア 車いす使用者用便所 (5の項(1)ア)	便所内に、次に定める構造の車いす使用者用便所を1以上設けること。  ●男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所に1以上設ける。 ●出入口は、利用円滑化経路を構成する出入口に定める構造とする。 ①全面ガラス戸を設ける場合の危険防止措置 ②自動ドアを設ける場合の危険防止措置 ③出入口の幅80cm以上 ④戸は、自動ドア等車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、戸の前後に高低差を設けない。 ・床面は、掃除の際に濡れても滑りにくい仕上げとする。	○便所が設けられている階の車いす使用者用便所の総数が200以下の場合にあっては当該便所の総数に50分の1を乗じて得た数以上とし、当該階の便所の総数が200を超える場合にあっては当該便所の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。	図1
(7)設備の配置 (5の項(1)ア(7))	腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置すること。  ●手すりは便器の両側の利用しやすい位置に、垂直、水平に設ける。 ●手すりは全体重をかけて使用されることが多いため、取り付けを堅固にし、可動手すりは、ぐらつきにくい構造とする。 ●洗面器の下に床から60cm～65cm程度のスペースを確保する。	・必要に応じ、大型ベッドを設置する。 ・トイレ内には、非常用呼出しボタン、聴覚障害者対応のフラッシュランプなどの非常通報装置を設ける。	

#### 用語

車いす使用者	車いすを使用する者
車いす使用者用便所	車いす使用者が円滑に利用することができる構造の便所（トイレブース）
多数の者	建築物を利用し、当該建築物においてサービス等の提供を受ける者
幅	内法（有効寸法）で測定する
利用円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路

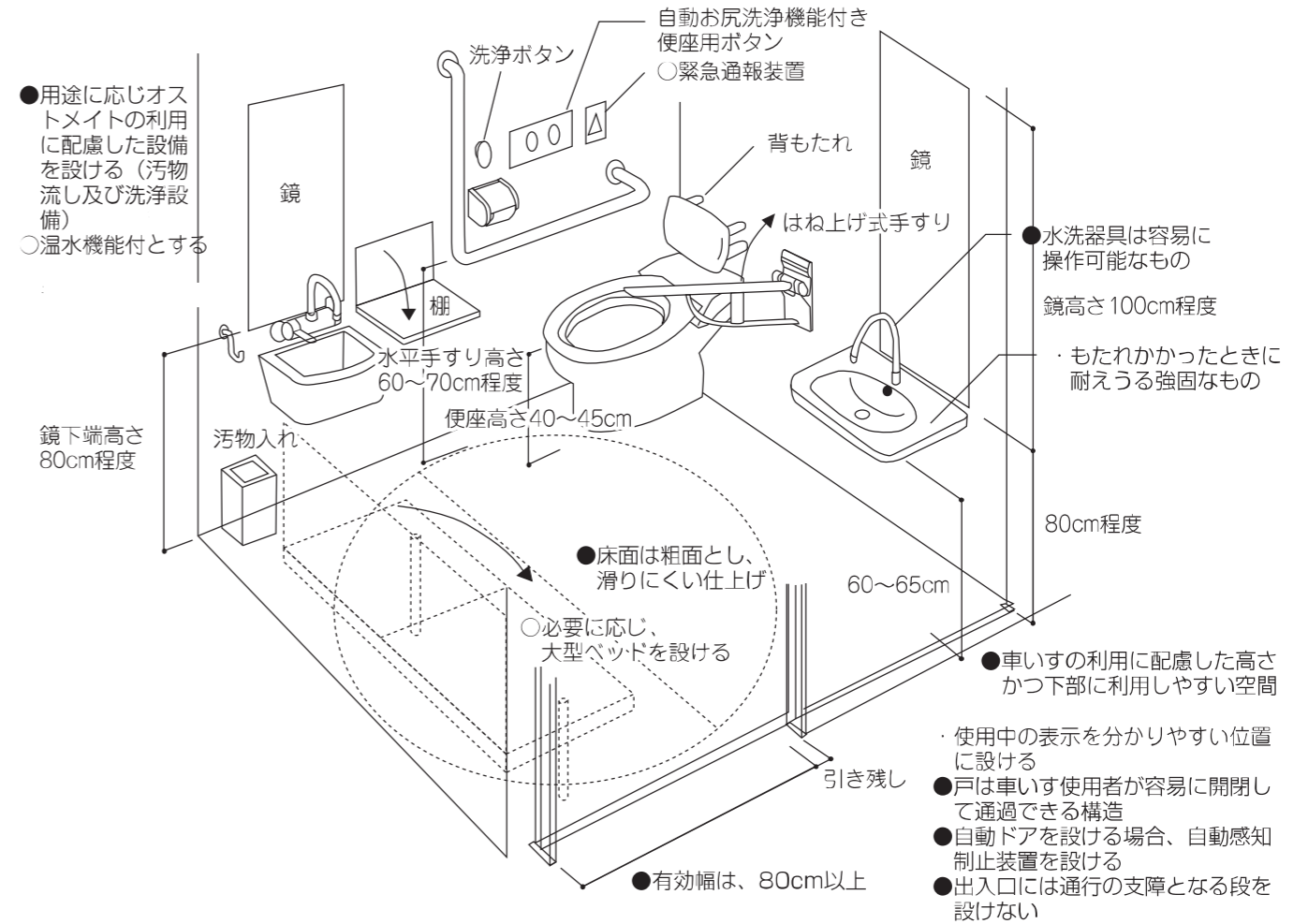


図1 トイレの内部

#### 【多目的トイレ】

☆障害者、子ども連れ、お年寄りなどが幅広く利用できる「多目的トイレ」には利点と問題点がある。損失をよく考えたうえで施設の性格にふさわしいトイレが設置されることが望まれる。  
☆多目的トイレにすることで、多くの人に親しまれ、管理状態が向上する場合があります。その一方で絶対数が限られている状況の場合、車いす使用者等の利用が保証されない可能性もある。  
☆乳幼児を連れた人は、複数の子どもを連れしたり、ベビーカーを使用する場合などに大きなブースを利用する可能性がある。一方で、乳幼児用のいすは一般の便所内や授乳室に設置できる場合もある。  
☆杖歩行者等は、一般の便所内の手すり設置を進めることで利用可能になる。

#### 【洗面所の鏡】

傾斜式鏡は立位で使いにくいいため洗面所の鏡は傾けず、鏡の設置高さを下げて、車いす使用者や幼児も利用しやすい高さに設置する。

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
(イ)空間 (5の項(1)ア(イ))	車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。ただし、床面積の合計が1,000平方メートル未満の建築物にあっては、車いす使用者が利用できる空間を確保した便房とすることができる。	●「円滑に利用できる空間」とは、車いす使用者用便房のサイズを2.0m×2.0m程度とする。 ●「利用できる空間」とは、車いす使用者用便房のサイズを1.5m×2.0m程度とする。床面積200㎡以上1,000㎡未満の建築物の場合の緩和規定である。	図1 図2
イ 車いす使用者用便房を設けた便所の構造 (5の項(1)イ)	車いす使用者用便房を設けた便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。	●平仮名やカタカナ、図記号、点字、音声等により分かりやすい表示とする。	
(2)男子用小便器を設ける場合 (5の項(2))	多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置き式の小便器その他これに類する小便器で両側に手すり適切に配置されたものを1以上設けること。	●手すりを設ける小便器は、出入口から最も近い場所に設ける。 ●「床置き式の小便器その他」とは、床置き式男子用小便器と同様につえを持っている者等が円滑に利用可能な低リップ式等床置きに類する小便器をいう。 ●小便器の手すりは、杖使用者等の歩行困難者が左右の手すりにつかまり、また、胸当て用の手すりに胸をあてて不安定な身体を支えながら用を足すことを考慮した構造とする。	図3 図4

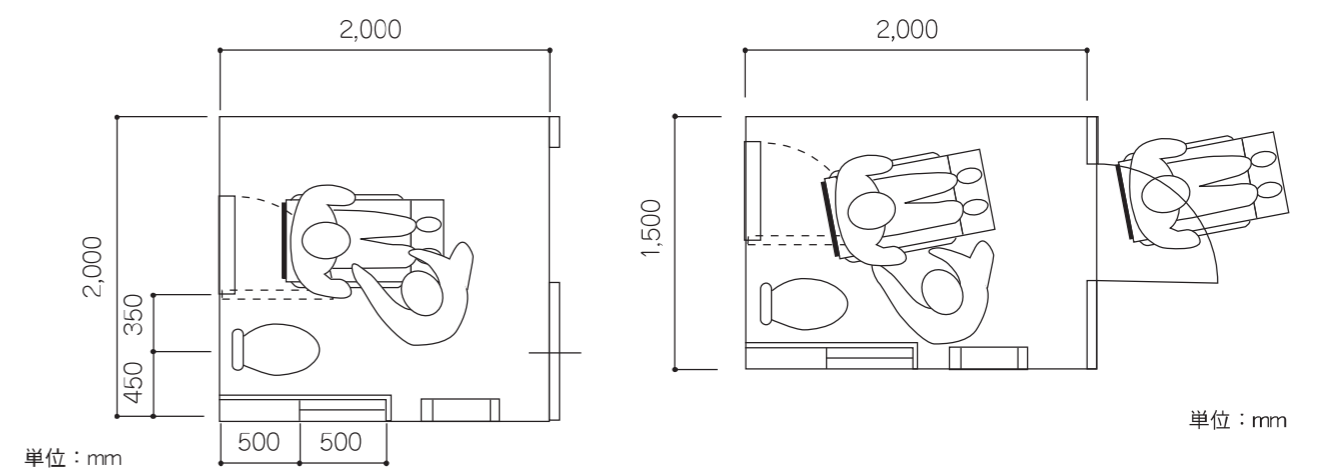


図1 円滑に利用できる空間

図2 利用できる空間

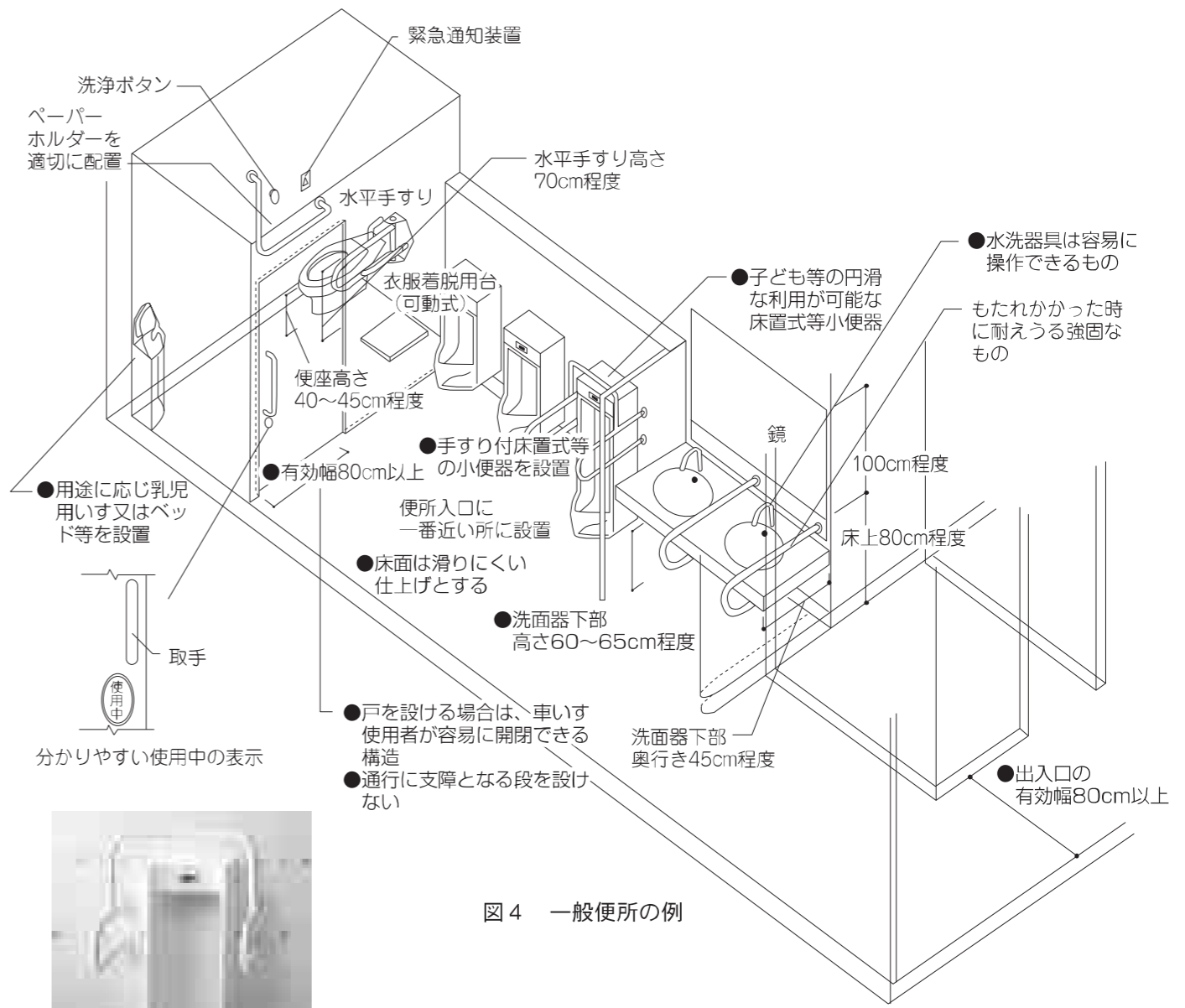


図4 一般便所の例



図3 手すり付床置き式小便器

用語

車いす使用者	車いすを使用する者
車いす使用者用便房	車いす使用者が円滑に利用することができる構造の便房

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
(3)子育て環境への配慮 (5の項(3))	生活関連施設（社会福祉施設、官公庁舎のうち市役所、町村役場、福祉保健所、市町村保健センターその他これらに類する施設、学校等、自動車庫、劇場等のうち遊技場、公衆便所、共同住宅等、事務所及び工場を除く。）で床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの又は社会福祉施設のうち母子福祉施設、官公庁舎のうち市役所、町村役場、福祉保健所、市町村保健センターその他これらに類する施設若しくは公衆便所に多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上の便所は、次に定める構造とすること。		
ア 乳幼児用のいす (5の項(3)ア)	乳幼児用のいすを設けること。		
イ 乳幼児ベッド (5の項(3)イ)	乳幼児用ベッドを設けること。ただし、他におむつ替えができる場所を設ける場合は、この限りでない。		

- 次に掲げる建築物には、乳幼児用のいす及び乳幼児用ベッド（他におむつ替えができる場所があれば設置を免除）を設置する。
- ①2,000㎡以上の医療施設
  - ②2,000㎡以上の官公庁舎（⑰を除く。）
  - ③2,000㎡以上の教育文化施設（学校等を除く。）
  - ④2,000㎡以上の集会場等
  - ⑤2,000㎡以上の公益事業の店舗
  - ⑥2,000㎡以上の銀行等の店舗
  - ⑦2,000㎡以上の物販店
  - ⑧2,000㎡以上の飲食店
  - ⑨2,000㎡以上のサービス業を営む店舗
  - ⑩2,000㎡以上の公共交通機関の施設
  - ⑪2,000㎡以上のホテル等
  - ⑫2,000㎡以上のスポーツ施設
  - ⑬2,000㎡以上の劇場等（遊技場を除く。）
  - ⑭2,000㎡以上の展示場
  - ⑮2,000㎡以上の公衆浴場
  - ⑯母子福祉施設
  - ⑰市役所、町村役場、保健所、市町村保健センターその他
  - ⑱公衆便所
- 男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上の便所に設ける。



乳幼児用のいす



乳幼児用ベッド

用語

多数の者	建築物を利用し、当該建築物においてサービス等の提供を受ける者
乳幼児用のいす	乳幼児を安全に座らせることができるいす
乳幼児用ベッド	乳幼児のおむつ替えができる設備

【乳幼児用のいす・乳幼児用ベッド】

乳幼児用のいすや乳幼児用ベッドは、車いす使用者用便所以外の便所に備えることが望ましい。

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考	
(4)オストメイト用設備 (5の項(4))	<p>別表第1に掲げる建築物（社会福祉施設のうち児童厚生施設、老人福祉施設、身体障害者福祉センター等以外のもの、学校等のうち特別支援学校以外のもの、自動車庫、公衆便所、共同住宅等、事務所及び工場を除く。）で床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの又は公衆便所に多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上の便所は、人工肛門等使用者の利用に配慮した設備を設けること。</p>	<p>●次に掲げる生活関連施設には、人工肛門等使用者（オストメイト）の利用に配慮した設備を設ける。</p> <p>①2,000㎡以上児童厚生施設、老人福祉施設、身体障害者福祉センター等</p> <p>②2,000㎡以上の医療施設</p> <p>③2,000㎡以上の官公庁舎</p> <p>④2,000㎡以上の教育文化施設（特別支援学校以外の学校等を除く。）</p> <p>⑤2,000㎡以上の集会場等</p> <p>⑥2,000㎡以上の公益事業の店舗</p> <p>⑦2,000㎡以上の銀行等の店舗</p> <p>⑧2,000㎡以上の物販店</p> <p>⑨2,000㎡以上の飲食店</p> <p>⑩2,000㎡以上のサービス業を営む店舗</p> <p>⑪2,000㎡以上の公共交通機関の施設</p> <p>⑫2,000㎡以上のホテル等</p> <p>⑬2,000㎡以上のスポーツ施設</p> <p>⑭2,000㎡以上の劇場等</p> <p>⑮2,000㎡以上の展示場</p> <p>⑯2,000㎡以上の公衆浴場</p> <p>⑰公衆便所</p> <p>●男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上の便所に設ける。</p> <p>●オストメイト対応設備とは、汚物流し及び洗浄設備のこと。</p>	<p>・温水機能付きとし、液体石けん等を備え付けること。</p>	
(5)表示 (5の項(5))	<p>(3)及び(4)の設備を設けた便所若しくは便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</p>	<p>●乳幼児用のいす、乳幼児用のベッド、オストメイトに配慮した設備を設けた便所等の付近に、その旨を表示する。</p> <p>○多数の者が利用する便所を設ける場合には、出入口に点字標示を行うほか、介助者と利用できるよう十分な広さを確保すること。</p>		



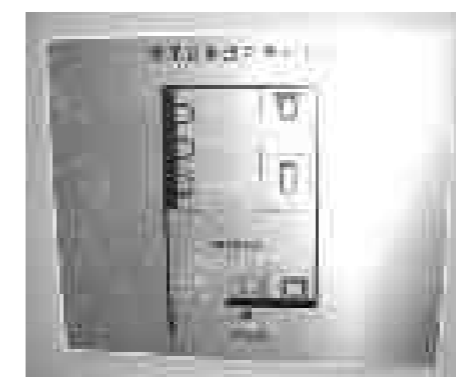
オストメイト対応設備が設けられたトイレの参考例



分かりやすい案内の例

用語

人工肛門等使用者	人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者（オストメイト）
多数の者	建築物を利用し、当該建築物においてサービス等の提供を受ける者
乳幼児用のいす	乳幼児を安全に座らせることができるいす
乳幼児用ベッド	乳幼児のおむつ替えができる設備



便所配置案内板(点字表示触知図)

オストメイト用設備

汚物流しやサーモスタット付きハンドシャワー混合栓、液体石けんのほかストーマ周辺の腹部を映せる鏡などが必要である。

## ② 利用居室等及び利用設備等

### b 駐車場

#### 基本的な考え方

自動車は、障害者の重要な移動手段であり、どの建物においても障害者用の駐車場を整備することが必要である。また、障害者自身が運転する場合と、介護者付きで同乗する場合を想定し、両方に対する配慮が重要である。

なお、共同住宅又は寄宿舍に設ける駐車場については、適用が除外される。

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
(1)車いす使用者用駐車施設の設置数 (7の項(1))	<p>多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。</p>	<p>●駐車場の全駐車台数に応じた設置数は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1～ 50台 1区画以上</li> <li>・ 51～100台 2区画以上</li> <li>・ 101～150台 3区画以上</li> <li>・ 151～200台 4区画以上</li> <li>・ 201台以上 全駐車台数×1%+2台以上</li> </ul>	
(2)車いす使用者用駐車施設の構造 (7の項(2))	<p>車いす使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車両への乗降の用に供する部分の表面は、水平とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、その旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>エ 8の項(1)のウに定める経路の長さが可能な限り短くなる位置に設けること。</p>	<p>●幅350cmは、自動車のドアを全開した状態で車いすから自動車へ移乗できる幅である。普通車用の幅に、車いすが転回可能で、介助者が付き添えるスペース（幅100cm以上）を見込んでいる。</p> <p>●車体用スペース床面に「国際シンボルマーク」を塗装表示するか、車止め付近に標識を設け、運転席から判別できる大きさとする。</p> <p>●車いす使用者用駐車施設は、利用円滑化経路を構成する建築物の主たる出入口に近接して設ける。</p>	<p>・ 車いす使用者の乗降スペースは、左右両方に設ける。</p> <p>・ 駐車施設及び駐車施設から出入口までの通路には、屋根又は庇を設ける。</p>

#### 用語

車いす使用者	車いすを使用する者
車いす使用者用駐車施設	車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設
多数の者	建築物を利用し、当該建築物においてサービス等の提供を受ける者
利用円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路

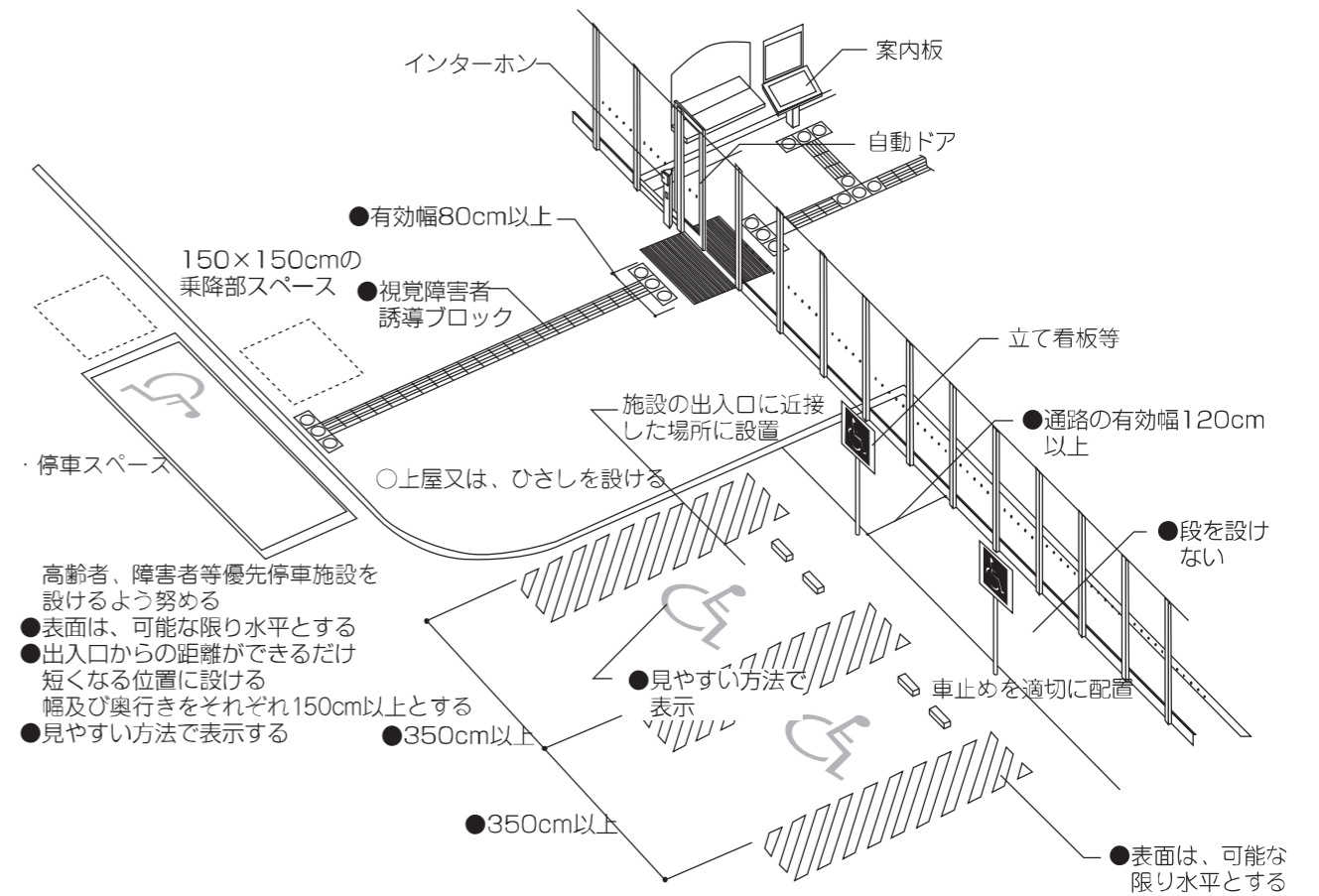
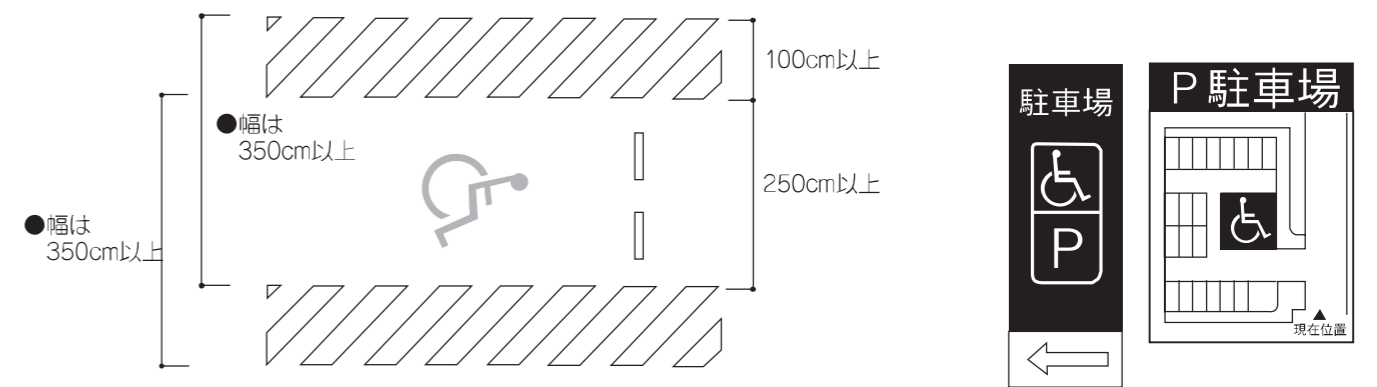
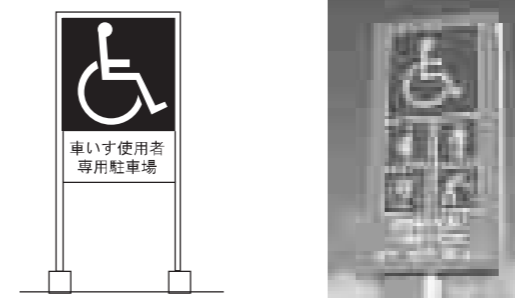


図1 車いす使用者用駐車施設



駐車場の案内標識の例

図2 車いす使用者用駐車施設の考え方 (1台駐車)



車いす使用者用駐車区画の標識の例

#### 【車いす使用者用駐車施設】

車いす使用者用駐車施設は、自動車のドアを全開することを考慮した幅を有することからもわかるように、障害者全体を対象とした区画ではない。車いす使用者あるいは乗降に介助が必要な方など、当該区画でなければ乗降できない方がいることを理解することが重要である。